

## 第281回名古屋市個人情報保護審議会

日時：令和4年2月25日（金）  
午後1時30分～  
場所：西庁舎12階 西12A会議室

### 議題

- 1 名古屋市個人情報保護制度の改正について（公開）
- 2 次回の審議予定事項について（公開）
- 3 存否応答拒否の報告について（非公開）

## 第 281 回個人情報保護審議会 (タイムスケジュール)

令和 4 年 2 月 25 日 (金) 西庁舎 12 階西 12A 会議室

13:30	〈個人情報保護審議会 開会〉 ◎名古屋市個人情報保護制度の改正について (公開) ・開示等請求の手続きについて (説明 10 分) (質疑応答・審議 10 分)
13:30	・利用及び提供の制限について (説明／5 分) (質疑応答・審議／15 分)
13:55	・電子計算機処理の制限等について (説明／5 分) (質疑応答・審議／15 分)
14:10	・個人情報の取扱状況等に係る公表について (説明／5 分) (質疑応答・審議／10 分)
14:15	存否応答拒否の報告、次回の予定
14:30	〈個人情報保護審議会 閉会〉

事項	§ 24 開示決定の期限	
規定上の変更点	開示決定等を行わなければならない期限が、現行条例の「開示請求があつた日の翌日から起算して 14 日以内」から「開示請求があつた日から 30 日以内」に変わる	
分類	② 条例での規定が許容される	この節の規定は、地方公共団体が、(略)手續に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない（法第 108 条）

## 【考え方（案）】

論点	【引き続き条例の運用を維持しようとするに不合理な点はないか】 14 日以内という期限が実施機関にとって過度な負担になっていないか ※14 日以内に決定できないとして期限の延長を行う案件は全体の 1 割程度
主な意見	14 日で事務的に問題ないのであればそれでよい
方向性	現行の運用を維持することとし、決定期限は 14 日とする（条例で規定）

## 【参考】他都市（政令市、愛知県及び東京都）の検討状況※

都市	方針
愛知県、京都市、大阪市、神戸市、堺市	現行通り期限を 14 日とする方向で検討
その他	検討中

※各都市とも内部検討の段階

(条例・改正法における規律内容比較表)

現行制度	改正法施行後
<p><b>【条例】</b> (開示決定等の期限)</p> <p>第 24 条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があつた日の翌日から起算して 14 日以内にしなければならない。ただし、第 19 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかるわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>	<p><b>【法】</b> (開示決定等の期限)</p> <p>第 83 条 開示決定等は、開示請求があつた日から 30 日以内にしなければならない。ただし、第 77 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかるわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>

事項	§ 32 費用の負担	
規定上の変更点	条例で手数料の額を定めなければならない	
分類	① 条例での規定が必要	○開示請求をする者は、(略)、条例で定める額の手数料を納めなければならない (法第 189 条第 2 項) ○コピーデバイスや記録媒体の費用等の実費について、開示請求の手数料とは別に徴収することは可能である。 (QA A5-7-2) ○費用について租税等 (略) によって賄われることについての国民的合意がなされていないと考えられることを前提に、(略) 適切な額の手数料を納めなければならないこととしている※ところ、(略) 条例において手数料の額を無料とすることは、そのような条例を定めること自体が一定の住民の合意が得られたことの帰結と見なしうることから、許容される。 (改正個人情報保護法の個別条文に関する解説 [令和 3 年 6 月時点暫定版] 129 頁)

※国は 1 件当たり 300 円 (オンラインによる請求の場合は 200 円) の手数料を徴収している

【考え方 (案)】

現行制度	行政文書の写しの交付を受ける者は、行政文書の写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならないこととしている (手数料は徴取していない)
改正後	条例で手数料の額を定める (手数料を無料とし、行政文書の写しの作成及び送付に要する費用のみ徴収する現行と同様の運用も可能)
論点	【引き続き条例の規定を維持しようとするに不合理な点はないか】 特定の個人が権利の本来の目的内容を逸脱するような請求を行うなどにより、受益者負担の観点から、負担の公平性が損なわれていないか
主な意見	現行の運用どおりでよい
方向性	現行の運用を維持することとし、手数料を無料とし行政文書の写しの作成及び送付等に要する費用のみ徴収する (条例で規定)

【参考 1】年度ごとに最も多く請求を行っている請求者の請求件数

令和 2 年度 : 56 件 (全体の 5.4%) 令和元年度 : 25 件 (同 2.4%)

平成 30 年度 : 40 件 (同 5.6%) 平成 29 年度 : 18 件 (同 2.7%)

【参考 2】国及び他都市 (政令市、愛知県及び東京都) の検討状況※

都市	方針
愛知県、千葉市、京都市、大阪市、神戸市、堺市	手数料を無料とし、コピーデバイス等の実費のみを徴収する方向で検討
その他	検討中

※各都市とも内部検討の段階

【参考 3】個人情報開示請求権の保障の趣旨 (名古屋市個人情報保護条例の解釈及び運用 第 18 条 第 1 解釈)

自己情報のコントロール権としてのプライバシーの権利の保障の観点からは、個人が自己的情報の所在と内容を知り得る手段が保障されていることが最も重要であると考えられる。このため、(略) 保有個人情報の開示を請求する権利を保障したものである

(条例・改正法における規律内容比較表)

現行制度	改正法施行後
<p><b>【条例】</b> <b>(費用の負担)</b></p> <p>第 32 条 第 29 条第 2 項の規定により行政文書の写しの交付（電磁的記録にあってはこれに準ずる方法として規則で定める方法を含む。）を受ける者は、当該行政文書の写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</p>	<p><b>【法】</b> <b>手数料の額</b></p> <p>第 89 条 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない（法第 189 条第 2 項）</p>

事項	§ 33～40 訂正請求権 § 41～47 消去・利用停止請求権	
規定上の変更点	<p>なし</p> <p>※開示を受けていない保有個人情報を、訂正請求及び消去・利用停止請求（以下、「訂正等請求」という。）の対象とできる</p>	
分類	対応要検討事項	開示を受けていない保有個人情報について訂正等請求の対象とすることは、これらの請求の前提となる手続に関するものであり、訂正及び利用停止の手続に関する事項に含まれるため、訂正請求や利用停止請求の制度の運用に支障が生じない限りにおいて、そのような法施行条例を規定することは妨げられない（QA A5-8-2）

## 【考え方（案）】

現行制度	<p>内容</p> <p>条例、他の法令又は他の条例により開示決定を受けた保有個人情報のみを訂正等請求の対象としている</p>
	<p>趣旨</p> <p>保有個人情報として市が保有しているかどうかわからないものが訂正等請求されたり、訂正等請求に係る保有個人情報の特定に齟齬が生じないように、あらかじめ法制度にのっとって開示を受け、本人が確認した保有個人情報に限っている</p>
改正後	訂正等請求の対象の考え方は条例と同様であるが、開示を受けていない保有個人情報についても訂正等請求の対象とする定めを設ける事が許容されている
論点	<p>【引き続き条例の規定を維持しようとするに不合理な点はないか】</p> <p>明らかに文書を特定できているものの、個人情報開示請求を行っていない文書の訂正等請求のために開示請求を行わせることが、市民の負担の軽減、行政サービスの向上、行政運営の効率化の観点から不合理でないか</p>
主な意見	明らかに文書を特定できているものについて、開示請求なく訂正等請求を行えることとすることには合理性がある
方向性	開示請求を必須とせず訂正等請求を行えることとすることで、市民の負担の軽減、行政サービスの向上、行政運営の効率化を図る（条例で規定）

(条例・改正法における規律内容比較表)

現行制度	改正法施行後
<p><b>【条例】</b>  <b>(訂正請求権)</b></p> <p>第33条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。）の内容に事実の誤りがあると認めるとときは、実施機関に対し、その訂正を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して法令又は他の条例の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第29条第1項の規定により開示を受けた保有個人情報</p> <p>(2) 第31条、法令又は他の条例の規定により開示を受けた保有個人情報</p>	<p><b>【法】</b>  <b>(訂正請求権)</b></p> <p>第90条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第九十八条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報</p> <p>(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの</p>
<p>2 第18条第2項の規定は、前項に規定する訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をしようとする者について準用する。</p> <p>3 訂正請求は、開示決定があった日又は第31条、法令若しくは他の条例の規定により保有個人情報の開示を受けた日（以下「法令等による開示日」という。）の翌日から起算して1年以内にしなければならない。</p> <p><b>(消去・利用停止請求権)</b></p> <p>第41条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（略）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。（略）</p> <p>(1) 第7条の規定に違反して保有されているとき、第8条若しくは第9条の規定に違反して取得されたものであるとき、第11条若しくは第11条の2の規定に違反して利用されているとき、当該保有個人情報の消去又は利用の停止</p> <p>(2) （略）</p>	<p>2 (略)</p> <p><b>(利用停止請求権)</b></p> <p>法第98条</p> <p>1 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。（略）</p> <p>(1) 第61条第2項の規定に違反して保有されているとき、第63条の規定に違反して取り扱われているとき、第64条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 第69条第1項及び第2項又は第71条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</p>

事項	§ 1.1 利用及び提供の制限	
規定上の変更点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○他の例外規定に該当しない場合でも、個人情報保護審議会（審議会）の意見を聴いて公益上必要があると認めたときに、事務の目的以外の目的のために、個人情報を利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供（以下、「目的外提供等」という。）できる旨の規定がなくなる</li> <li>○他の例外規定に該当しない場合でも、「特別の理由」がある場合に目的外提供等を行える旨の規定が加わる</li> </ul>	
条例規定可否	対応要検討事項	個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない(GL 67 頁)

## 【考え方（案）】

現行制度	内容	民間事業者等への目的外提供等について、現行条例においては、他の例外事由の要件に当てはまらないが、公益上必要な場合は、審議会に意見を聴いた上で、行うことができる旨定められている →審議会への意見聴取は必須、ただし審議会に直接的監督権限なし
	趣旨	他の例外事由の要件に当てはまらない目的外提供等について、判断を慎重かつ的確なものとする
改正後		<ul style="list-style-type: none"> <li>○行政機関等に提供する場合と同程度の公益性があること等の、「特別の理由」がある場合に、実施機関の判断により民間事業者等への目的外提供等を行うことができる</li> <li>○提供の判断は、個人情報保護委員会（個情委）から示されるガイドラインを参照して行うこととなるほか、地方公共団体は、必要に応じて、個情委に助言を求めることも可能</li> <li>○独立規制機関である個情委が個人情報の取扱いを一元的に監視監督する体制が確立され、必要な場合には、地方公共団体に対しても、資料の提出の要求及び実地調査、指導及び助言並びに勧告を行う →個情委への相談は実施機関の任意、ただし個情委は必要な場合は監督権限を行使</li> </ul>
論点	【改正法の規律で現行規定の趣旨が活かせるか】 実施機関以外の者への協議は必須でないが、個情委が監督権限を行使しうることにより、目的外提供判断の慎重さ・的確さは引き続き担保されるか	
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ガイドラインや要綱等のルールが適切に運用されれば、慎重さ・的確さは担保されることになるのではないか</li> <li>○実施機関以外の者の関与なく提供がなされうる以上、慎重さ・的確さが担保されるとは言い切れない</li> </ul>	
方向性	ガイドライン等のルールが適切に運用されるよう職員への周知に努めるとともに、実施機関以外の者の関与が適切になされるようにすることで、目的外提供の判断を慎重かつ的確なものとする	

(条例・改正法における規律内容比較表)

現行制度	改正法施行後
<p><b>【条例】</b> (利用及び提供の制限)</p> <p>第11条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、個人情報（特定個人情報を除く。）を当該実施機関内で利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 本人の同意を得ているとき又は本人へ提供するとき。</li> <li>(2) 法令又は条例に定めがあるとき。</li> <li>(3) 出版、報道等により公にされているとき。</li> <li>(4) 公表することを目的として作成し、又は取得したとき。</li> <li>(5) 個人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</li> <li>(6) 法令等の定める所掌事務の遂行に必要な限度で個人情報を利用する場合であって、当該個人情報を利用することについて相当な理由があるとき。</li> <li>(7) 個人情報の提供を受ける実施機関が、法令等の定める所掌事務の遂行に必要な限度で当該個人情報を利用する場合であって、当該個人情報を利用することについて相当な理由があるとき。</li> <li>(8) 個人情報の提供を受ける国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人（本市が設立した地方独立行政法人を除く。）又は指定管理者が、法令又は条例で定める事務又は業務の遂行に必要な限度で当該個人情報を使用する場合であって、当該個人情報を使用することについてやむを得ない理由があるとき。</li> <li>(9) 前各号に掲げるもののほか、<u>実施機関が名古屋市個人情報保護審議会の意見を聴いて</u> <u>公益上必要があると認めたとき。</u></li> </ul> <p>2 実施機関は、前項ただし書の規定により、個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。</p>	<p><b>【法】</b> (利用及び提供の制限)</p> <p>第69条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</li> <li>(2) 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。</li> <li>(3) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。</li> <li>(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、<u>その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。</u></li> </ul> <p><b>【GL 97頁】</b> 「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」とは、（略）①行政機関等に提供する場合と同程度の公益性があること、②提供を受ける側が自ら情報を収集することが著しく困難であるか、又は提供を受ける側の事務が緊急を要すること、③情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であることといった、正に特別の理由が必要とされる。</p>

事項	§ 13～15 電子計算機処理の制限、電子計算機の結合の禁止	
規定上の変更点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個人情報の電子計算機処理に当たり審議会の意見を聴かなければならない旨の規定がなくなる</li> <li>○オンライン結合や、要注意情報の電子計算機処理を原則として行ってはならない旨の規定がなくなる</li> </ul>	
分類	対応要検討事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない (GL 67 頁)</li> <li>○サイバーセキュリティ対策について、運用ルールの細則を事前に設定するに当たり、審議会等に諮問することは可能 (R4.1.28 個人情報保護委員会確認)</li> </ul>

## 【考え方（案）】

現行制度	内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○次の場合には、審議会の意見を聴いてから実施の適否を判断することとされている           <ul style="list-style-type: none"> <li>・要注意情報の電子計算機処理 (§ 13)</li> <li>・個人情報の電子計算機処理の開始・重要な変更 (§ 14)</li> <li>・電子計算機の結合 (§ 15)</li> </ul> </li> </ul> <p>→審議会の関与は必須、ただし審議会に実施機関に対する監督権限なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○情報あんしん条例に基づき、個別の情報システム処理の保護対策について、職員による内部審査が網羅的に行われている</li> </ul>
	趣旨	個人情報の電子計算機処理の範囲の適正化を図る
	課題	別途職員による内部審査も行われている中、処理の適正性について有識者の意見を聞く必要性が相対的に低いと考えられる処理についても、条例の規定に基づき審議会の意見を聴いている
改正後		<ul style="list-style-type: none"> <li>○個人情報の電子計算機処理の適否について、実施機関が自治体のセキュリティポリシー等に基づき判断することとなる</li> <li>○個情委が助言等の対応を行うことも考えられる</li> </ul> <p>→個情委への相談は実施機関の任意、ただし監督権限の行使がありうる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○個別の情報システム処理の保護対策については、引き続き職員によるチェックが網羅的に行われるものと考えられる</li> </ul>
論点	<p>【改正法の規律で現行規定の趣旨が活かせるか】</p> <p>個情委や審議会など専門的知見を有する者の助言がないとしても、職員により情報保護対策の事前チェックがなされることや、個情委が監督権限を行使することにより、処理範囲の適正化は図られるか</p>	
主な意見	新たな技術を用いる処理等、処理の適否判断に、専門的知見を有する者の助言を要する処理はあると考えられる	
方向性	実施機関が、必要に応じ専門的知見を有する者の関与を経て個人情報の電子計算機処理の適否を判断できるようにすることで、処理範囲の適正化を図る（条例で規定）	

(条例・改正法における規律内容比較表)

現行制度	改正法施行後
<p><b>【条例】</b>  <b>(電子計算機処理の制限)</b></p> <p>第14条 実施機関は、個人情報の電子計算機処理をするときは、次に掲げる対策その他の個人情報の保護対策を、別に条例で定めるところにより、講じなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 実施機関は、<u>新たに個人情報の電子計算機処理をしようとするときは、記録項目その他個人情報の保護に関する事項について、あらかじめ、名古屋市個人情報保護審議会の意見を聴かなければならぬ。</u> (略)</p> <p>3 前項の規定は、個人情報の電子計算機処理に係る記録項目その他個人情報の保護に関する事項について重要な変更をしようとする場合において準用する。</p> <p><b>(電子計算機の結合の禁止)</b></p> <p>第15条 実施機関(略)は、個人情報の電子計算機処理について、実施機関以外のものとの間で、通信回線により<u>電子計算機の結合を行ってはならない</u>。ただし、<u>実施機関が名古屋市個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上特に必要があり、かつ、次に掲げる対策その他の個人情報の保護対策が講じられていると認めたときは、この限りでない</u>。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p><b>【GL23 頁】</b></p> <p>デジタル化が進むなか、安全管理措置を適切に講じるためには、サイバーセキュリティの確保も重要である。サイバーセキュリティ対策を講ずるに当たっては、サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第26条第1項第2号に掲げられたサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考として、取り扱う保有個人情報の性質等に照らして適正な水準を確保する必要がある。</p>

事項	個人情報の取扱状況等に係る公表	
規定上の変更点	個人情報ファイル簿を作成・公表しなければならない旨の規定が加わる (個人情報取扱事務を届出・公表しなければならない旨の規定がなくなる)	
分類	②条例での規定が許容される	○条例で定めるところにより、個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿（個人情報を取扱う事務単位で作成された帳簿等）を作成し、公表することも可能である(GL39頁) ○本人の数が政令で定める数未満の個人情報ファイルについて、作成・公表を行うことは妨げられない (QA A4-2-1)

## 【考え方（案）】

現行制度	内容	保有個人情報を取り扱う事務について、届出・公表を行うことが定められている（この取扱いについて、事務で取扱う個人情報の <b>本人の数による区別はない</b> ）
	趣旨	実施機関における保有個人情報の取扱いの内容を明らかにする
改正後	○個人情報ファイルについて、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性を図るとともに、保有個人情報の適正な管理に資する等のために、個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならないこととされている <b>（本人の数が政令で定める数未満の個人情報ファイルは作成・公表対象から除外されている）</b> （※1,000人を想定） ○開示決定通知書に、開示する保有個人情報の利用目的を記載することとなる	
	<b>【改正法の規律で現行規定の趣旨が活かせるか】</b> 本人の数が政令で定める数未満の事務等について届出・公表が行われなくなることは、保有個人情報の取扱いの内容を明らかにする観点で適當か	

(参考：個人情報取扱事務目録と個人情報ファイル簿のイメージ)

論点	現行条例	改正法																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務の名称</th> <th>〇〇保険事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務の目的及び概要</td> <td>〇〇保険に関して～</td> </tr> <tr> <td>対象者の範囲</td> <td>本人、家族</td> </tr> <tr> <td>保有個人情報の記録項目</td> <td>氏名、生年月日、～</td> </tr> <tr> <td>取得先（8条2項）</td> <td>本人、家族(1)</td> </tr> <tr> <td>経常的な目的外利用・提供先（11条1項）</td> <td>〇〇省(6)</td> </tr> <tr> <td>個人情報ファイル</td> <td>〇〇保険データベース △△データベース</td> </tr> </tbody> </table>	事務の名称	〇〇保険事務	事務の目的及び概要	〇〇保険に関して～	対象者の範囲	本人、家族	保有個人情報の記録項目	氏名、生年月日、～	取得先（8条2項）	本人、家族(1)	経常的な目的外利用・提供先（11条1項）	〇〇省(6)	個人情報ファイル	〇〇保険データベース △△データベース	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">個人情報ファイル簿</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人情報ファイルの名称</td> <td>〇〇保険ファイル</td> </tr> <tr> <td>個人情報ファイルの利用目的</td> <td>〇〇保険に関して～</td> </tr> <tr> <td>記録範囲</td> <td>本人、家族</td> </tr> <tr> <td>個人情報ファイルの記録項目</td> <td>氏名、生年月日、～</td> </tr> <tr> <td>収集方法</td> <td>本人、家族からの申請による</td> </tr> <tr> <td>経常的な提供先</td> <td>〇〇省</td> </tr> <tr> <td>匿名加工情報の提案募集対象</td> <td>該当</td> </tr> <tr> <td>要配慮個人情報の有無</td> <td>含まない</td> </tr> </tbody> </table>	個人情報ファイル簿		個人情報ファイルの名称	〇〇保険ファイル	個人情報ファイルの利用目的	〇〇保険に関して～	記録範囲	本人、家族	個人情報ファイルの記録項目	氏名、生年月日、～	収集方法	本人、家族からの申請による	経常的な提供先	〇〇省	匿名加工情報の提案募集対象	該当	要配慮個人情報の有無
事務の名称	〇〇保険事務																																
事務の目的及び概要	〇〇保険に関して～																																
対象者の範囲	本人、家族																																
保有個人情報の記録項目	氏名、生年月日、～																																
取得先（8条2項）	本人、家族(1)																																
経常的な目的外利用・提供先（11条1項）	〇〇省(6)																																
個人情報ファイル	〇〇保険データベース △△データベース																																
個人情報ファイル簿																																	
個人情報ファイルの名称	〇〇保険ファイル																																
個人情報ファイルの利用目的	〇〇保険に関して～																																
記録範囲	本人、家族																																
個人情報ファイルの記録項目	氏名、生年月日、～																																
収集方法	本人、家族からの申請による																																
経常的な提供先	〇〇省																																
匿名加工情報の提案募集対象	該当																																
要配慮個人情報の有無	含まない																																
主な意見	情報の取扱いが明らかになり、保有個人情報の適正な管理に資するというメリットと職員の負担というデメリットそれぞれを考慮し、一定の対応を行うことが望ましい																																
方向性	本人の数が政令で定める数未満の事務等について、効率的な行政運営に配慮しつつ、保有個人情報の取扱いの内容を明らかにするとともに、保有個人情報の適正な管理に資するための対応を実施する（条例又は内部規定で規定）																																

(条例・改正法における規律内容比較表)

現行制度	改正法施行後
<p><b>【条例】</b>          (個人情報取扱事務の届出)</p> <p>第6条 実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p>	<p><b>【法】</b>          (個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p> <p>第75条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。</p>

## 個人情報取扱事務目録(スポーツ市民局)

整理番号	事務所管轄・係	届出担当課・係	個人情報取扱事務の名称	事務の目的及び概要	対象者の範囲	保有個人情報の記録項目		取得先(条例8条2項)	経常的な目的外利用・提供先(条例11条1項)	実施機関以外への提供	電子計算機処理	個人情報データファイル	電子計算機処理の結合	事務の委託	
						個人番号の取扱い									
0622 102	スポーツ市民局広聴課企画係	スポーツ市民局広聴課企画係	交通事故相談事務	交通事故の当事者が抱える諸問題を円満に解決する手助けとして、交通事故に関する市民からの相談に応じる。	相談者	氏名 性別 生年月日・年齢 住所 電話番号 健康状態 障害 身体的特性 職業・職歴 交通事故に関する市民からの相談内容	無	本人 家族 相談者(6号)	無	無	無	無	無	無	
0622 103	スポーツ市民局広聴課企画係	スポーツ市民局広聴課企画係	市政相談(市民の声)事務	市政に対する提案・意見・要望、苦情、相談・問合せを受け付ける。	申出人	識別番号 氏名 性別 住所 電話番号 メールアドレス 市政に対する提案・意見・要望、苦情、相談・問合せの内容	無	本人 家族 申立人(6号)	無	無	名古屋市問合せ支援システム 市民の声DB	名古屋市問合せ支援システム 市民の声DB	無	名古屋市コールセンターの構築及び運営業務委託	
0622 104	区役所地域力推進室地域力推進係(共通)	スポーツ市民局広聴課企画係	市政相談(市民の声)事務	市政に対する提案・意見・要望、苦情、相談・問合せを受け付ける。	申出人	識別番号 氏名 性別 住所 電話番号 メールアドレス 市政に対する提案・意見・要望、苦情、相談・問合せの内容	無	本人 家族 申立人(6号)	無	無	名古屋市問合せ支援システム DB	名古屋市問合せ支援システム DB	無	名古屋市コールセンターの構築及び運営業務委託	
0622 105	区役所地域力推進室地域力推進係(共通)	スポーツ市民局広聴課企画係	法律相談事務	日常生活の法律問題についての市民からの相談に弁護士が応じる。	相談者	識別番号 氏名 性別 生年月日・年齢 住所 電話番号 職業・職歴 法律問題についての市民からの相談内容	無	本人 家族 相談者(6号)	無	無	名古屋市問合せ支援システム DB	名古屋市問合せ支援システム DB	無	法律相談実施に伴う委託	
0622 201	スポーツ市民局広聴課広報係	スポーツ市民局広聴課広報係	ネット・モニターアンケート	施策についての課題・要望を迅速に把握し、これらを施策に反映させるため、500人の市民をモニター(任期2年)として公募し、インターネットを活用したアンケート調査を実施している。	ネット・モニター応募者	識別番号 氏名 性別 生年月日・年齢 住所 電話番号 メールアドレス	無	本人	無	無	名古屋市問合せ支援システム DB ネットモニターリスト	名古屋市問合せ支援システム DB ネットモニターリスト	無	名古屋市コールセンターの構築及び運営業務委託	
0622 202	スポーツ市民局広聴課広報係	スポーツ市民局広聴課広報係	市政世論調査事務	名古屋の住みやすさや市政の各分野への評価・要望など市政全般にかかる市民意識や施策についての課題・要望を把握し、これらを施策に反映させるため、無作為抽出した2,000人を対象に市政世論調査を実施している。	世論調査対象者	氏名 生年月日・年齢 住所	無	他の実施機関(7号)	無	無	無	無	無	無	世論調査等調査委託
0622 203	スポーツ市民局広聴課広報係	スポーツ市民局広聴課広報係	市政アンケート	施策についての課題・要望を把握し、これらを施策に反映させるため、無作為抽出した市民2,000人を対象に市政アンケートを実施している。	市政アンケート調査対象者	氏名 生年月日・年齢 住所	無	他の実施機関(7号)	無	無	無	無	無	無	世論調査等調査委託
0622 204	スポーツ市民局広聴課広報係	スポーツ市民局広聴課広報係	LINEを活用した広聴事務	「LINE」を活用し、市政情報をお届けし、簡単なアンケートなどでご意見を聽く。その他特典クーポン等の配信を行うもの。	特典クーポン申込者	氏名、住所、電話番号、年齢	無	本人、家族(1号)	無	無	無	特典クーポン申込者一覧	無	無	無
0623 101	スポーツ市民局市政情報室市政情報係	スポーツ市民局市政情報室市政情報係	個人情報保護審議会委員会委嘱事務	名古屋市個人情報保護審議会委員の委嘱・解職を行う。	名古屋市個人情報保護審議会委員会委嘱金委員	氏名 生年月日・年齢 住所 電話番号 職業・職歴 学業・学歴 資格	有	本人	無	無	無	委員名簿	無	無	無
0623 102	スポーツ市民局市政情報室市政情報係	スポーツ市民局市政情報室市政情報係	個人情報保護審議会運営事務	名古屋市個人情報保護審議会の運営を行う。	名古屋市個人情報保護審議会委員 不服申立て人	識別番号 氏名 生年月日・年齢 住所 印影 職業・職歴 意見 不服申立ての内容	有	本人	無	無	無	不服申立て一覧	無	無	無
0623 103	スポーツ市民局市政情報室市政情報係	スポーツ市民局市政情報室市政情報係	情報公開審査会委員会委嘱事務	名古屋市情報公開審査会委員の委嘱・解職を行う。	名古屋市情報公開審査会委員	氏名 生年月日・年齢 住所 電話番号 職業・職歴 学業・学歴 資格	有	本人	無	無	無	委員名簿	無	無	無
0623 104	スポーツ市民局市政情報室市政情報係	スポーツ市民局市政情報室市政情報係	個人情報保護に係る連絡調整事務	個人情報保護制度の運営を行う。	開示請求者等	識別番号 氏名 住所 電話番号 顯示請求等の内容	有	本人	無	無	無	請求一覧	無	無	無
0623 105	スポーツ市民局市政情報室市政情報係	スポーツ市民局市政情報室市政情報係	情報公開審査会運営事務	情報公開審査会の運営を行う。	名古屋市情報公開審査会委員 不服申立て人	識別番号 氏名 生年月日・年齢 住所 印影 職業・職歴 意見 不服申立ての内容	無	本人	無	無	無	不服申立て一覧	無	無	無
0623 106	スポーツ市民局市政情報室市政情報係	スポーツ市民局市政情報室市政情報係	情報公開に係る連絡調整事務	行政文書公開請求の受け、所管課、公開請求者との連絡調整、請求に係る記録を保管する。	請求者	識別番号 氏名 住所 電話番号 職業・職歴 公開請求等の内容	無	本人	無	無	無	請求一覧	無	無	無

**e-GOV 個人情報保護****個人情報ファイル簿****図書館利用者ファイル**

行政機関の名称	会計検査院
個人情報ファイル が利用に供される 事務をつかさどる 組織の名称	事務総長官房能力開発官
個人情報ファイル の利用目的	図書の管理に関する事務に利用する
記録項目	1 利用者データID、2 利用券番号、3 利用者番号、4 登録日、5 有効期限日、6 利用者区分、7 所属区分、8 性別、9 利用者名、10 利用者名（ヨミ）、11 所属館、12 処理日時、13 書名、14 卷号、15 書誌番号、16 ラベル番号、17 返却日
記録範囲	会計検査院職員、元会計検査院職員
記録情報の収集方 法	会計検査院職員、元会計検査院職員からの申請
要配慮個人情報が 含まれるときは、 その旨	含む
記録情報の経常的 提供先	-
開示請求等を受理 する組織の名称及 び所在地	会計検査院事務総長官房法規課 〒100-8941 東京都千代田区霞が関 3-2-2 中央合同庁舎第7号館
訂正及び利用停止 に関する他の法律 又はこれに基づく 命令の規定による 特別の手続等	-
個人情報ファイル の種別	法第2条第6項第1号（電算処理ファイル）

令第12条に該当

<https://personal-info.e-gov.go.jp/servlet/Ksearch?CLASSNAME=KJNMSTDETAIL&seqNo=0000001997&fromKJNMSTLIST=true>

するファイル

なし

行政機関非識別加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨  
非該当

戻る

[このサイトについて](#) [ご利用にあたって](#) [利用規約](#) [個人情報取扱方針](#) [稼働状況](#) [お問合せ](#)  
[サイトマップ](#)

Copyright © Digital Agency All Rights Reserved.